

2 事務分担

目 次

1	基本的な考え方	事務- 1
2	局と総合区の事務分担	事務- 2
3	総合区の主な事務	事務- 3
4	局と総合区の主な事務	事務- 4
5	総合区政の運営イメージ	事務- 1 0
6	総合区と地域自治区の事務分担	事務- 1 5
7	総合区と地域自治区の主な事務	事務- 1 6

1 基本的な考え方

(1) 総合区事務を拡充する観点での事務仕分けの実施

◆ 住民に身近な行政サービスは、総合区で実施

⇒ 総合区は、住民意見を的確に反映し、地域の実情に応じた行政サービスを提供できるよう、一般市が実施する事務をベースにしながら、直接住民を対象とする事務を中心に住民生活と密接に関わる事務を行う

◆ 市全体の統一性・一体性や高度な専門性が求められる事務は、局で実施

⇒ 局は、市域全体の観点から実施すべき事務などを行う（事務-2【局に留保する事務】参照）

※一般市が実施する事務であっても、事務の性質上又は効率性の観点から一体的に実施すべき事務についても局が行う

目指すべき方向性

「総合区事務の拡充」と「効率性・専門性の確保」の双方の観点から、最適なニア・イズ・ベターを追求

⇒ 効果と課題を考慮しつつ、総合区事務を拡充する観点から事務仕分けを実施

効果

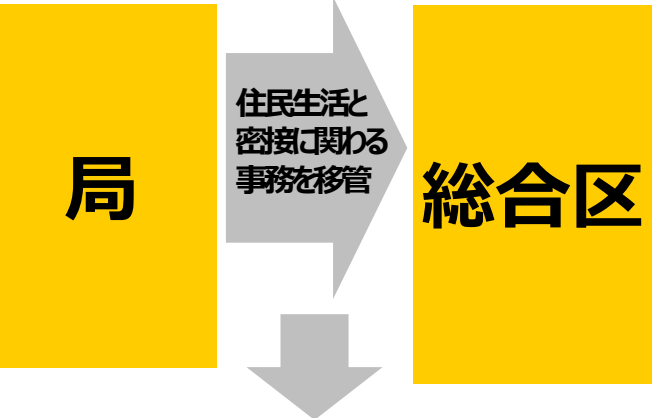
- ◇ 地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスの実現
- ◇ 市民協働のさらなる促進

課題

- ◇ 効率性の確保
- ◇ 専門性の確保

2 局と総合区の事務分担

(1) 事務の分担



以下の観点から、局に留保する事務を仕分け
【局に留保する事務】

◆現在の区役所（保健福祉センターを含む。以下同じ。）で実施している事務

◆一般市が実施する事務をベースに、住民生活と密接に関わる事務を実施（局に留保する事務を除く）

- 市民協働に適した事務
（まち美化パートナー制度、たばこ市民マナー向上エリア制度など）
- 地域の特色を生かした事務
（地域の実情に合わせたまちづくりの検討、生涯スポーツなど）
- きめ細かい地域づくりに資する事務
（道路・公園（幹線道路・大規模公園を除く）の維持管理、放置自転車対策など）
- 住民生活と密接に関わる事務
（民間保育所の設置認可、スポーツセンター・プール・老人福祉センターの運営など）

分類	事務の内容
市長固有の権限に属する事務	➢ 条例・規則、予算
組織運営に関わる事務	➢ 企画立案、人事、管財
地方公共団体として実施すべき事務	➢ 計画策定、審議会、対外調整
市域全体の観点から実施すべき事務	➢ 成長戦略、広域的なまちづくり
一つの総合区では完結しない事務	➢ 総合区域を越える事業認可、システム運用
平等取扱いの原則等から一体的に処理すべき事務	➢ 保険事業、個人給付や補助制度、許認可にかかる審査基準等
事務の性質上一体的に実施すべき事務	➢ 市内1か所施設の管理、緊急時対応
効率性・専門性の確保	➢ 総合区移管によるデメリットがメリットに比べ過大となるもの

3 総合区の主な事務

分野	総合区の事務(主なもの)	期待される効果
こども・子育て支援	○保育・子育て支援 ・市立保育所の運営、民間保育所の設置認可 ・児童いきいき放課後事業 ○保育所の入所決定・保育料の徴収 ○児童手当・こども医療費助成の申請受理・審査・支給	【保育所】 ・待機児童解消に向けて、区役所が中心となって、より地域の特性や実情にあった施策の実施が可能
福祉	○高齢者福祉 ・老人福祉センターの運営 ○生活保護 ・就労支援 ○国民健康保険・介護保険・国民年金の諸手続き ○生活保護の申請受理・決定・支給・就労支援相談	【老人福祉センター】 ・指定管理者の公募にあたり、地域における身近な福祉施設として、地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待
まちづくり・都市基盤整備	○道路・公園 ・道路・公園の維持管理 (幹線道路・大規模公園を除く) ○まちづくり ・放置自転車対策 ・地域の実情に合わせたまちづくりの検討 (市有地の活用方針等の検討)	【道路・公園の維持管理】 ・道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能 【放置自転車対策】 ・自転車等放置禁止区域の拡大や撤去回数の見直しなど、より迅速かつきめ細かい対応が可能
住民生活	○住民生活 ・スポーツセンター、プール・屋内プールの運営 ○住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明(届出・証明等) ○地域安全防犯対策 ○地域振興・地域活動支援	【市民利用施設(スポーツセンター・プール等)】 ・指定管理者の公募にあたり、地域における身近な市民利用施設として、地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待

※ は、現在、区役所で実施している事務

4 局と総合区の主な事務

	1 こども	2 福祉
局	・こども・子育て支援計画 ・市立児童養護施設等の運営 ・市立青少年施設の運営 ・青少年の健全育成（審議会の運営等） ・教育相談（電話等） ・こども相談センターの運営 ・児童養護施設等の設置の認可・助成等 ・児童養護施設等への措置費の支払い ・保育所の設置認可・助成等（制度管理・審議会の運営） ・ひとり親家庭等の支援 ・子どものショートステイ事業 ・病児・病後児保育事業 ・市立保育所の運営、一時預かり事業、子ども・子育てプラザの運営、児童いきいき放課後事業（以上、制度管理等）	・社会福祉法人の認同等 ・市立障がい者施設等の運営 ・生活保護（制度管理） ・ホームレス対策・あいりん対策 ・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所 ・発達障がい者支援 ・障がい者施設等の設置の認可・助成等 ・市立介護老人保健施設の運営 ・障がい者施策（障がい者スポーツ振興事業等） ・高齢者施策（日常生活用具給付等事業等）
総合区	・市立保育所の運営 ・民間保育所の設置認可 ・一時預かり事業 ・子ども・子育てプラザの運営 ・児童いきいき放課後事業 ・保育所の入所決定・保育料の徴収 ・児童手当・こども医療費助成の申請受理・審査・支給 ・児童委員の指揮・監督 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 ・青少年の健全育成（青少年育成推進会議等）	・生活保護（就労支援） ・老人福祉センターの運営 ・国民健康保険・介護保険・国民年金の諸手続き ・身体障がい者手帳等の申請受理・審査・交付 ・医療費助成等の申請受理・審査・支給 ・生活保護の申請受理・決定・支給、就労支援相談 ・民生委員の指揮・監督

※ は、現在、区役所で実施している事務

4 局と総合区の主な事務

	3 健康・保健	4 教育
局	・健康危機管理対応（感染症対策・検疫等） ・医療法人の設立認可等、病院の開設許可等 ・難病等対策 ・こころの健康センターの運営及び精神保健関係事務 ・精神障がい者保健福祉手帳の判定 ・放射線技術検査、食肉衛生検査事務 ・動物管理センター・分室の運営 ・保健所の運営 ・母子保健関係事務 ・薬事の許可等、食品衛生関係事業の許可等 ・環境衛生関係事業の許可等 ・狂犬病予防注射等	・教育委員会会議 ・教職員の人事、研修、給与、福利厚生 ・学校の設置廃止、学級編制、統計調査等 ・学校施設の補修等 ・文化財保護 ・総合生涯学習センター・市民学習センターの運営 ・図書館 ・就園奨励費補助の申請受理、支払い ・学校評価、学校協議会 ・学校元気アップ地域本部事業（制度管理） ・私立幼稚園に対する助成（制度管理）
総合区	・地域ふれあい子育て支援教室 ・乳幼児健診、がん検診、健康講座、予防接種 ・母子健康手帳の交付、母親教室 ・難病等医療費助成の申請受理 ・精神障がい者保健福祉手帳の申請受理・交付 ・食品・環境衛生関係事業の許可に関する相談 ・犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付	・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・学校元気アップ地域本部事業 ・私立幼稚園に対する助成の申請受付・審査・給付等 【委任により実施】 ・小中学校の就学事務、通学区域の設定・変更 【補助執行により実施】 ・生涯学習（生涯学習ルーム等） ・学校選択制（方針案の作成） ・学校適正配置（再編計画案作成、地元調整） ・保護者・地域住民等の参画のための会議

	5 環境	6 産業・市場
局	・エネルギー政策の推進 ・環境基本計画の策定、推進 ・環境監視規制（大気汚染常時監視） ・地球温暖化対策 ・廃棄物処理業の許可 ・一般廃棄物の収集輸送、ごみ減量啓発 ・斎場、大規模霊園の運営 ・環境監視規制（水質汚濁・土壌汚染） ・産業廃棄物排出事業者の規制 ・環境監視規制（騒音・振動・悪臭） ・路上喫煙対策に関する事務	・成長戦略の推進 ・大阪産業創造館、インテックス大阪の運営等 ・大阪産業技術研究所の運営支援 ・商工会議所に関する事務 ・A T Cに関する事務 ・計量検査所の運営 ・中央卸売市場 ・小規模・ベンチャー企業支援 ・ものづくり関連事業 ・商店街振興組合法に関する事務 ・中小小売商業振興法に関する事務 ・市民農園の開設許可等に関する事務 ・コミュニティビジネスへの支援 ・商店街の活性化（商店街等のアーケード・街路灯整備やオープンモール化への支援等）
総合区	・環境教育・環境啓発の取組み ・小規模霊園の運営 ・清掃ボランティア活動に関する事務（まち美化パートナー制度） ・路上喫煙対策に関する事務の一部（たばこ市民マナー向上エリア制度）	・商店街の活性化（商店街等のにぎわい創出等に向けた自主的な取組みへの支援）

4 局と総合区の主な事務

	7 都市魅力	8 まちづくり
局	・観光振興（OSAKA光のルネサンス等） ・文化振興（大阪クラシック等） ・博物館の運営 ・美術館の運営 ・競技スポーツ（大阪マラソン等） ・長居陸上競技場の運営 ・大学等の誘致	・都市計画事務 ・土地区画整理、市街地再開発、住宅地区改良 ・広域的交通基盤整備 ・戦略拠点開発（うめきた地区等） ・建築確認関係事務 ・鉄道駅耐震補強の助成等 ・港湾事業 ・市営住宅の管理 ・民間住宅の登録・認定 （サービス付き高齢者向け住宅登録事業等） ・わがまちナイススポット（景観資源）の発見（審議会の運営等） ・放置自転車対策、自転車駐車場（駐輪場）の整備（制度管理）
総合区	・文化振興（創造を楽しむ元気な地域づくりの推進等） ・生涯スポーツ（市民レクリエーションセンター、スポーツ教室等） ・文化振興（地域文化事業等） ・生涯スポーツ（学校体育施設開放事業等）	・地域の実情に合わせたまちづくりの検討（市有地の活用方針等の検討） ・わがまちナイススポット（景観資源）の発見 ・まちづくり活動支援 ・放置自転車対策、自転車駐車場（駐輪場）の整備

	9 都市基盤整備	10 住民生活
局	・道路・公園の新設改良（計画的整備・補修含む） ・幹線道路の維持管理（街路樹を含む） ・大規模公園の維持管理 ・河川管理 ・下水道事業 ・水道事業 ・鉄道との連続立体交差（阪急電鉄京都線・千里線）	・地域安全防犯対策（協議会の運営等） ・男女共同参画（クレオ等） ・雇用施策（労働団体との連絡調整、就労相談等） ・消費者センター ・国際交流 ・中央体育館、大阪プールの運営
総合区	・道路（幹線道路を除く）の維持管理（街路樹を含む） ・公園（大規模公園を除く）の維持管理	・スポーツセンターの運営 ・プール・屋内プールの運営 ・住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明（届出・証明等） ・地域安全防犯対策（青色防犯パトロール等） ・地域振興・地域活動支援（区民まつり等） ・男女共同参画（啓発活動等） ・人権啓発（講演会・研修・イベント等）

4 局と総合区の主な事務

【予算編成、条例提案等は市長の権限】

局

11 消防・防災

- ・消防
- ・防災会議、地域防災計画
- ・危機管理体制の充実
- ・地下街避難確保
- ・防災行政無線
- ・被災地等への職員派遣

総合区

- ・避難行動要支援者の避難支援
- ・広域避難場所案内板・誘導標識の整備
- ・津波避難ビル・水害時避難ビル案内板の整備
- ・災害時避難所案内板の整備
- ・自主防災組織力向上アドバイザー
- ・帰宅困難者対策（ターミナル駅周辺対策への支援事業）

- ・危機管理訓練
- ・防災意識の啓発
- ・津波避難施設の確保

5 総合区政の運営イメージ

(具体例 ①)

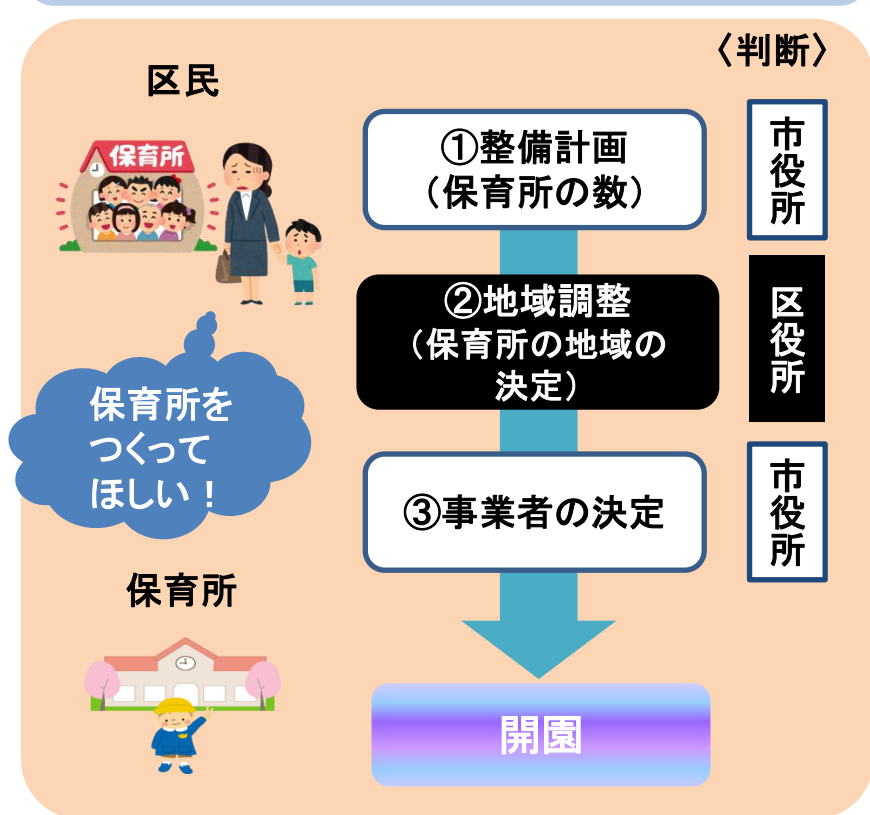
保育所の設置・認可

効果

◆地域の待機児童等の状況に応じて保育所を設置

現 在

- 保育所の整備計画策定は、市役所で実施
- 保育所の募集地域の決定（地域調整）は区役所で実施
- 事業者の決定は、市役所で実施



総合区

- 保育所の整備計画策定は、区役所で実施
- 保育所の募集地域の決定（地域調整）は区役所で実施
- 事業者の決定は、区役所で実施



5 総合区政の運営イメージ

(具体例 ②)

道路・公園の維持管理

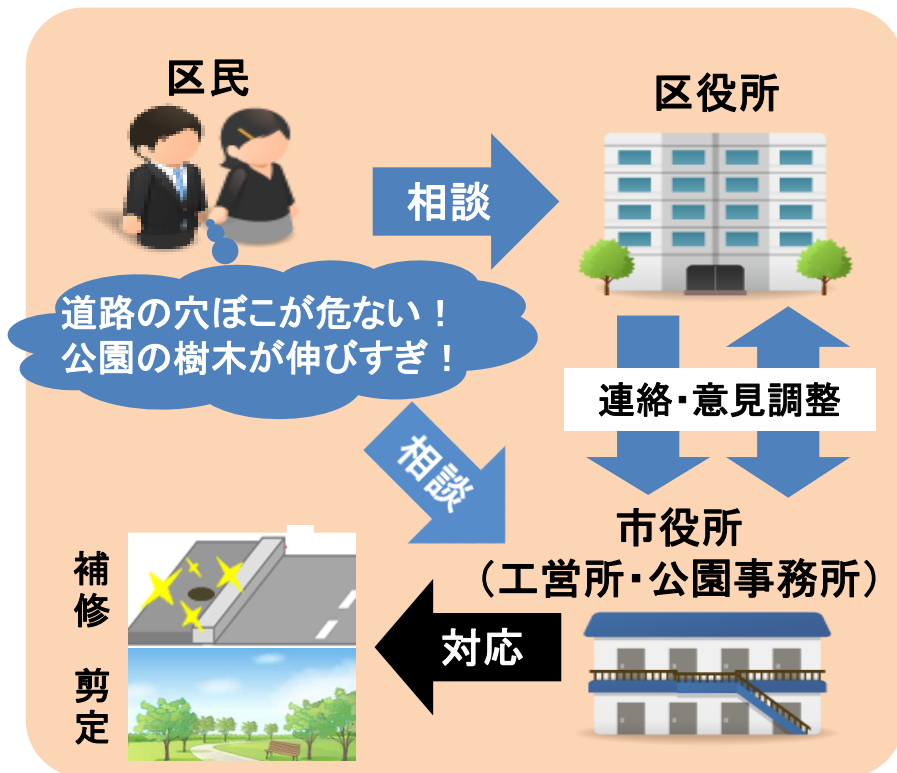
※幹線道路・大規模公園を除く

現 在

効 果

◆ 道路・公園の維持管理に関する区民の要望に対し、迅速かつきめ細かく対応

- 区民からの相談受付は、区役所・工営所・公園事務所で実施
- 相談内容は、区役所と市役所の間で連絡・意見調整
- 補修などの対応は、市役所で実施



総合区

- 区民からの相談から対応まで区役所で一元的に実施



(具体例 ③)

放置自転車対策

現 在

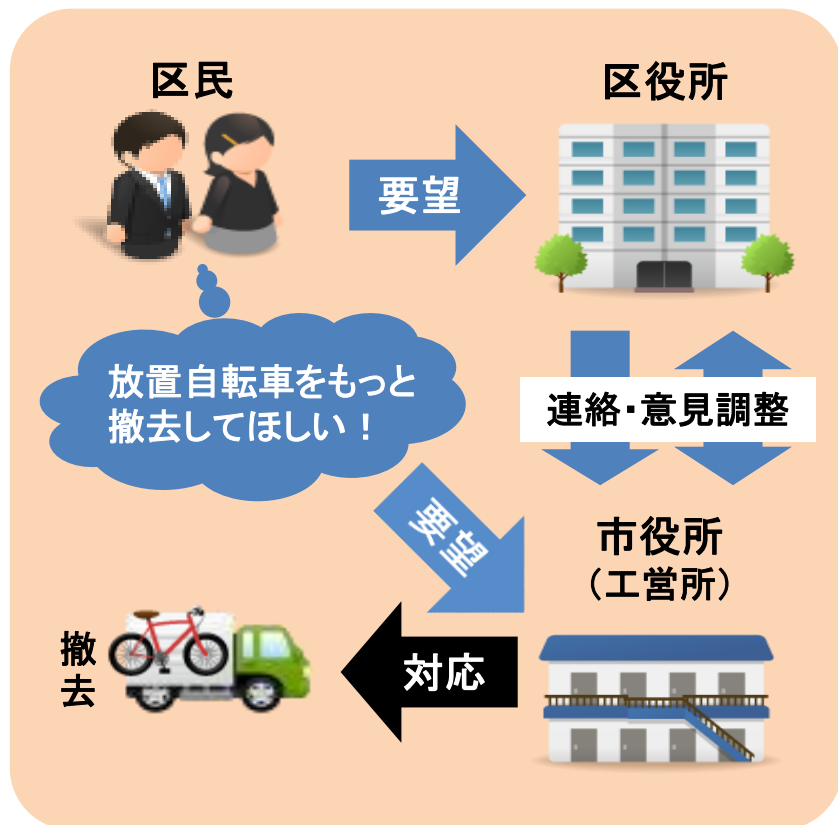
- 区民からの要望受付は、区役所と工営所で実施
- 要望内容は、区役所と市役所の間で連絡・意見調整

効 果

- ◆ 放置自転車に関する区民の要望に対し、迅速かつきめ細かく対応

総合区

- 区民からの相談から対応まで区役所で一元的に実施



5 総合区政の運営イメージ

(具体例 ④)

市民利用施設等の運営
〔 スポーツセンター・プールなど 〕

効果

◆ 地域のニーズに応じた施設利用サービスを提供

現在

- 区民からの相談から対応まで市役所で実施
- 対応にあたっては、全市的な観点で優先順位を決定

区民

体育館の利用時間を
長くしてほしい
トイレが古くて使い
にくい

市役所

整備計画

運営計画

対応の優先
順位付け

見直し検討

対応

施設利用
メニューの充実

施設・設備の
修理・補修

利用料金
の見直し

全市的な観点
で優先順位を
検討

総合区

- 区民からの相談から対応まで区役所で実施
- 対応にあたっては、総合区で判断

区民

体育館の利用時間を
長くしてほしい
トイレが古くて使い
にくい

総合区役所

整備計画

運営計画

見直し検討

対応

施設利用
メニューの充実

施設・設備の
修理・補修

利用料金
の見直し

総合区が
迅速に判断

(具体例 ⑤)

区民に身近な施策の充実

現 在

- 局が事業内容を決定するため、区民ニーズが反映されにくい。
- 区の予算や職員体制に限りがあり、区民のニーズがあっても十分に対応できない。

区民



施設の利用時間を
延長してほしい！

老人福祉センター



老人福祉センターの
講座メニューを充実
してほしい！

施設へ行く移動手段
を増やしてほしい！

要望

区役所



課題等

- 事業の内容は局が決定
(市役所(関係局)へ要望)
- 事業を充実する予算が足りない
- 職員体制が整わない

効 果

◆総合区が地域の実情やニーズに応じて総合的に判断し、行政サービスを提供

総合区

- 総合区が地域の実情やニーズを踏まえて、必要なサービスを総合的に調整・検討
- 局からの事務移管や合区による予算・人員の集約化により、総合区長のマネジメントによる重点的・優先的な事業実施が可能

総合区

予算・職員体制等
スเกลメリットを
活かして事業が拡充

地域自治区

区民ニーズの
高い事業に
予算や人員を
重点的に配分

地域自治区

地域自治区

対応

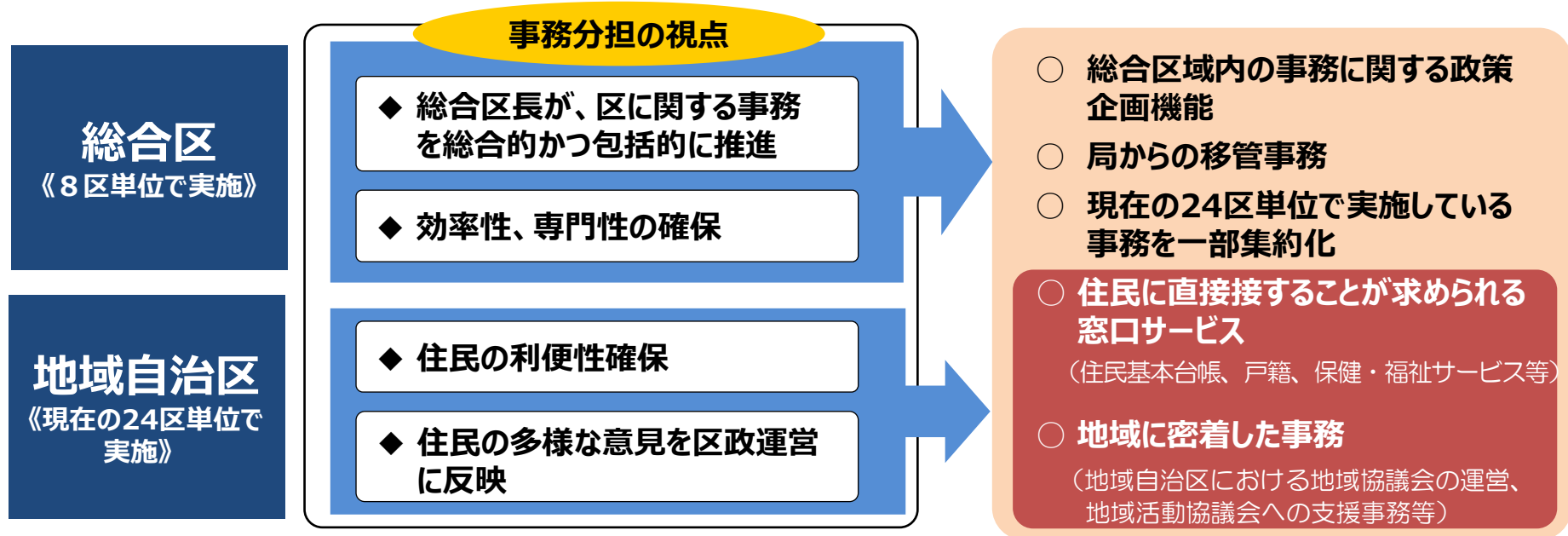
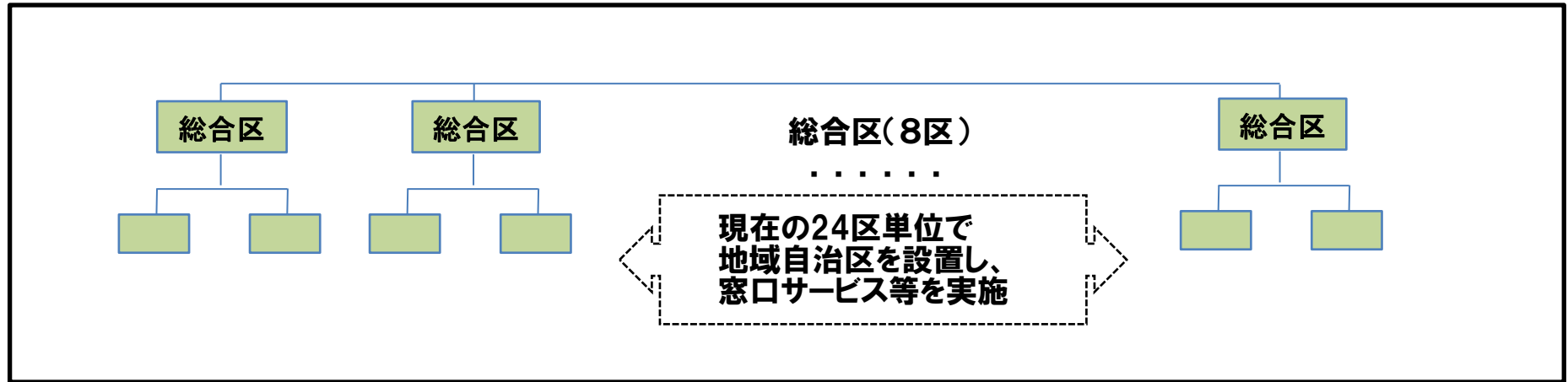
区が
総合的に判断し、
対応を検討

総合区役所



- より区民ニーズに合わせた
行政サービスが充実

6 総合区と地域自治区の事務分担



7 総合区と地域自治区の主な事務

- ◆ 総合区設置により区域内の事務を、総合区長が総合的かつ包括的執行
- ◆ そのための総合区の機能・体制を強化
- ◆ 現在の24区役所で担っている窓口サービス等の住民の利便性は維持

現在の24区役所

窓口サービスに係る調整・支援機能／市民協働関係

- 児童手当の現況届の送付・受理
- 生活保護事務に係る研修・雇用等
- 地域安全防犯対策
- 地域振興・地域活動支援

住民に対する直接サービス（窓口関係）

- 児童手当の申請受理・支給決定
- 国民健康保険等の諸手続き
- 生活保護の申請受理等
- 住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明



8 総合区で実施

24 地域自治区で実施

総合区役所

総合区としての政策・企画機能

- 区政の企画関係機能
- 地域の実情に合わせたまちづくりの検討
- まち美化パートナー制度
- 地域振興・地域活動支援(企画調整)

局から移管された機能

- 市立保育所の運営
- 民間保育所の設置認可
- 児童いきいき放課後事業
- 放置自転車対策
- 道路・公園の維持管理
(幹線道路・大規模公園を除く)
- スポーツセンター・プール等の運営

窓口サービスに係る調整・支援機能

- 児童手当の現況届の送付・受理
- 生活保護事務に係る研修・雇用等

住民に対する直接サービス（窓口関係）／市民協働関係

- 児童手当の申請受理・支給決定
- 国民健康保険等の諸手続き
- 生活保護の申請受理等
- 住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明
- 地域安全防犯対策
- 地域振興・地域活動支援